

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊 谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (権現堂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者以外の農業者で、組合の活動(転作麦栽培・水稻病虫害防除)を行っている。組合の中には、担い手が数人存在しているが、後継者不足により営農が困難な農家があった際には、組合を構成する農家で協議し、作業分担を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稻・モチ品種を、栽培面積を拡大しながら、団地化を形成していく。
転作作物の麦については、播種・追肥作業等を機械播種・作業から人力での散布に切り替えたことにより、組合での協同作業を行い、収量が多くなっている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

営農組合を中心に貸し出せる農地を整理して、目標地図の更新を図りながら効率的な農用地の活用を図る。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
組合中心で、面積の拡大、農地利用最適化を進める。 今後営農をやめる農家の農地は、組合で作業受託をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在利用権設定されている農地は、期間満了を待って農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業により、ほとんどの水田が30a以上の圃場となっており、大規模な基盤整備事業は検討していないが、必要に応じて畦畔や水路などの整備を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
定年間際の者の定年後の就農を促す等、後継者を確保しつつ、地域全体で農業を維持していく活動を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在活用している乾燥・調整施設を中心に農薬散布などのサービス事業者も継続して活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
- ⑦農作業ができなくなった農家が出た場合には、組合で協議し共同作業を行う。
- ⑩小麦栽培については、播種及び追肥作業を人力で行うことで収量が増加しているため、今後も継続して行う。